新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の方々へ!

市独自

補助金。給付金のお知らせ

市では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている市内中小企業者の皆さんに、 市独自対策として次の支援策を実施します。

飲食店第三者認証取得促進給付金

北海道飲食店感染防止対策認証(第三者認証)の取得を促進するため、認証を受けた(申請済み)店舗 に給付金を支給。

- ●対象 第三者認証を受けた飲食店を経営する事業者
- ●給付額

1店舗当たり10万円(複数の店舗を経営する場合は、認証を受けた市内対象店舗数に応じて支給)

中小企業広告宣伝支援事業補助金

中小企業者が販売促進、顧客増加など売り上げ向上を目指すための広告宣伝事業に対する支援。

- ●**対象業種** 全業種
- ●対象経費 看板作成、パンフレット・ポスター作成、広告・雑誌掲載、チラシ作成・折込、包装パッケー ジ・ロゴマーク製作 など
- 補助額 対象経費の 1/2 (限度額 30 万円)

中小企業デジタル化推進補助金

中小企業者が生産性向上や業務の効率化、顧客サービス向上のため、新たに商品・サービス、業務プロセス、 組織運営などに IT ツールなどを導入し、デジタル化の環境を整備するための補助。

- 対象業種 全業種
- ●対象経費
- ①デジタル化推進 業務効率化やテレワーク、オンライン会議のためのシステム・ソフトウェアの導入、ホー ムページ開設、インターネット通信のインフラ整備、情報セキュリティの強化、セルフレジの導入など
- ② EC サイト活用補助 新たに開設する独自の EC サイト構築費用、モール型 EC サイト初期登録費用およ び利用料、販売手数料 など ※販売手数料は3か月分まで。
 - ※ EC サイト…インターネット上で商品やサービスを販売するウェブサイト。
- ③キャッシュレス決済等導入費用補助 キャッシュレス決済端末および付属品の購入・設置費用、インター ネット回線の開設費用、決済手数料(入金手数料および振込手数料は除く) など ※決済手数料は3か 月分まで。
- ●補助額 対象経費の 4/5 (限度額 30 万円)

中小企業店舗等衛生対策支援補助金

中小企業者が店舗や事務所の感染予防・衛生対策を徹底することで、来訪者や来客に対し、安心・安全 な環境を整備するための支援。

●対象業種 全業種

※個人事業主が自宅を事務所としている場合を除く。

対象経費・補助額

①店舗や事務所における衛生管理向上に対する取り組み(消耗品、備品購入)

空気清浄機(ウイルスの抑制などの効果があるもの)、体温検知カメラ、非接触型体温計、自動手指消毒 器、消毒液、ウェットティッシュ (消毒用)、アクリル板、ビニールカーテン、パーテーション、カーペッ ト・座布団の交換(抗菌・抗ウイルス加工のもの)、フェイスガード、テイクアウト用資材 など

- →対象経費の 4/5 (限度額 5 万円) ※ 1 回の申請につき対象経費 12,500 円以上(合算可)とする。
- ②店舗や事務所における感染対策工事などに対する取り組み

換気扇・自動ドアの新設、客席間の壁の新設、窓の増設・拡大、網戸の設置・張り替え、手洗い場の新設・ 増設、非接触型水栓への改修、非接触型トイレへの改修、壁紙・床材の改修(抗菌・抗ウイルス加工のもの)、 畳の張り替え、専門業者による店内の清掃(エアコン・換気扇などを含む) など

→対象経費の 4/5 (限度額 30 万円)

中小企業観光客受入環境整備費補助金

観光客の受け入れ環境整備のため、新たに Wi-Fi 設備を導入するための補助。

●対象業種

菓子・パン小売業、書籍・雑誌小売業、飲食店(管理および補助的経済活動のみを行う事業所並びに酒場・ ビアホールおよびバー・キャバレー・ナイトクラブ・スナックを除く)、旅館・ホテル(風俗営業などを 営む事業者を除く)

- ●対象経費 Wi-Fi 設備の購入費および設置費
- ●補助額 対象経費の 2/3 (限度額 30 万円)

【申請方法】

申請書などを市ホームページからダウンロードし、必要事 項を記入・必要書類を添付のうえ、市役所商工労働観光課 へ郵送してください。

[〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1-1 商工労働観光課 宛]

◆申請期限 令和5年1月31日

各種補助金の対象経費は該当にならない場合などがありますので、 詳細は市ホームページや商工振興係へご確認ください。



市ホームページ「TOPページ」の ここをクリック!

間商工振興係 Tel 74-8382